



催し

土佐山田町区域一斉清掃

土佐山田町内の道路・河川・水路・公園等で一斉清掃を行います。ごみはできるだけ、協力いただける地元車で運搬してください。

【日時】6月1日(日)
9時までに地区で定められた場所へ出してください。
※草木類は、ごみ袋等へ入れずに出してください。
※小雨決行(雨天中止。中止決定は当日7時に行います)

【持込場所】

香美市立一般廃棄物処理場(鏡野中学校北)

【持込できないもの】

①家庭からのごみ
②農業用のビニール類
③産業廃棄物

【問い合わせ先】
環境課 ☎53・1063

補助・助成

猫の不妊去勢手術等に関する補助金

①《香美市猫の不妊去勢手術等推進補助金》
香美市内に生息する猫への不妊去勢手術等にかかる費用を補助します。

▼対象

- ・飼い猫を所有、または飼っている猫を飼養管理している方
- ・市の住民基本台帳に登録されている方
- ・市税等の滞納がない方
- ・②の補助金を受けていないこと

▼補助額

1匹につき1万5千円

▼申請方法

窓口で交付申請書を提出してください。なお、申請時には次のものが必要です。

- ・不妊去勢手術等の費用に係る領収書
- ・認め印

・振込先の分かるもの(申請者名義の通帳やキャッシュカードの写しなど)



市営住宅入居者第1回定時募集



【公営住宅 ※入居者数の要件なし】

- ◎上町団地(香北): 1戸(3DK) 1階部
- ◎菰生野「香北裕・YOU」団地(香北): 1戸(2DK) 3階部
- ◎下野尻団地(香北): 1戸(3LDK) 3階部
- ◎成矢団地(物部): 2戸(3LDK) 5階部

【公営住宅 ※2人以上の世帯】

- ◎中央1号団地(土佐山田): 1戸(3DK)
- ◎ラ・メゾン桜団地(土佐山田): 1戸(3DK) 1階部

【応募資格】

- ・同居しようとする親族があること(住宅によっては単身入居要件あり)
- ・市税等の滞納のない方
- ・持ち家のない方

※その他の資格要件など、詳細は香美市公式ホームページをご確認ください。

【受付期間】

5月8日(木)～16日(金)

※申込後の入居者選考委員会等を経て、応募者多数の場合は、公開抽選で入居者を決定します。

【家賃】

・公営住宅…入居者数・所得等で決定

随時募集について

※過去の定時募集で入居者が決まらなかった住宅は、受付順で随時募集を行っています。

【問い合わせ先】

管財課市営住宅管理班 ☎53-3113
香北支所市民生活班 ☎52-9285
物部支所市民生活班 ☎52-9288

第68回金婚夫婦祝福式典

高知新聞社主催の金婚夫婦祝福式典が開催されます。

【対象】

昭和50年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出した県内在住のご夫婦

※それ以前の届け出でも、初めての申込であれば参加可。これまでに申込をされたご夫婦の再申込は不可。

【日時】9月1日(月) 14時

【場所】ザ・ミーニッツ(南国市明見933)

【申込方法】

申込用紙、もしくは便箋に夫婦お二人の「①氏名(ふり

かみしにほんごサロンと事前交流会について

日本語がわからなくて困っている外国人の皆さんのために、サロンを開きます。ボランティアスタッフが、日本語学習のお手伝いをしてくれます。

サロンの前に、自己紹介やレクリエーションを行う交流会をしますので、ぜひ参加してください。

【日時】5月14日(水) 18時30分～20時

【場所】

香美市立中央公民館 3階視聴覚室

【問い合わせ先】
生涯学習振興課
☎53・1082



shogai@city.kami.lg.jp

その他

市営バス一部区間フリー乗降の中止

現在、香美市営バスでは一定区域内で、停留所と停留所間のバス乗降が可能な「フリー乗降」を行っていますが、今年度に限り、大宮前(保健福祉センター)と美良布間のフリー乗降を中止とします。これは、車両混雑による追い越し車両と対向車の衝突等の危険が予測されるためです。

ご理解をお願いしますが、ご迷惑をおかけしますが、

【問い合わせ先】

定住推進課 ☎53・1061

企業版ふるさと納税を頂きました

【企業名】

株式会社 第一コンサルタンツ

【住所】

高知市介良甲828番地1

【寄附使途】

自主防災組織活動支援事業

【問い合わせ先】

定住推進課 ☎53・1061

健康づくり・介護予防の取組を応援します！

健康づくりや介護予防のための活動をする団体に、補助金を交付します。

【対象】

次のすべてを満たす団体

①40歳以上の方が5人以上で、香美市民で組織する団体

②スポーツを主な目的としていないこと

③地域住民が活動に参加できるよう周知し、参加希望者を受け入れること

④事業に対して、他の補助金を受けていない団体

【補助金額・活動内容】

	補助金額	活動内容
Aコース (体を動かす)	1団体上限 2万5000円	健康づくりや介護予防につながる活動(月2回程度かつ年間20回以上活動を行うこと)
Bコース (講師に学ぶ)	1団体上限 1万円	健康づくりや介護予防につながる講演会等の開催(講演会等を1回以上開催すること)

※A・Bコース両方の申請可(ただし申請は年度内に1回ずつ)

【申請締切】10月31日(金)

※予算額に達した時点で終了

【問い合わせ先】

健康推進課健康づくり班
☎52・9282

第12回特別弔慰金

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、戦没者の死亡当時に生まれていたご遺族のお一人に、特別弔慰金が支給されます。

【支給内容】

・額面27万5千円

・5年償還の記名国債

【請求期限】

令和10年3月31日まで

【必要書類等】

- ・本人確認書類
- (マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
- ・戸籍など
- (請求される方によって必要な書類が異なります)

【問い合わせ・請求先】

福祉事務所
☎53・3117